

平成26年第1回川崎市議会定例会

提出議案参考資料

議案第4号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【まちづくり局】

目 次

議案第4号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例（以下「川崎市手数料条例」という。）

―まちづくり局関係―

- 川崎市手数料条例 改正概要（まちづくり局関係）…………… 1
- 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表（まちづくり局関係）…… 2

川崎市手数料条例 改正概要（まちづくり局関係）

1 条例の趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき徴収する手数料（別に定めるものを除く）に関し、必要な事項を定めるための条例。

2 改正概要

(1) 手数料条例の改正概要

川崎市手数料条例第2条第244号アには、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」の題名が記載されている。

このたび、省エネ法の一部改正によって題名が変更されることから、当該条文の所要の整備を行うものである。

旧	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」
新	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」

法律の一部改正：平成25年5月31日
施行期日：平成26年4月1日

(2) 省エネ法の改正概要

ア 法の目的

省エネ法は、石油危機を契機に「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的としている。

イ 平成25年改正の概要

今回の法改正では、従来のエネルギー使用の効率向上による省エネ対策（エネルギーの使用の合理化）に加え、蓄電池やエネルギー管理システムの活用等による電力使用ピーク時の対策（電気の需要の平準化）に係る措置が新たに追加された。

これに伴い、題名が変更されたものである。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表（まちづくり局関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1)～(243) 略</p> <p>(244) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（第246号において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(245)～(266) 略</p> <p>第2条の2～第9条 略</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1)～(243) 略</p> <p>(244) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（第246号において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(245)～(266) 略</p> <p>第2条の2～第9条 略</p>